

平成28年第2回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成28年6月7日

閉 会 平成28年6月9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（6月8日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
議 会 事 務 局 書 記	坂 本 ゆ かり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番 森 弘 美 君

4 番 柿 崎 裕 二 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第3 一般質問 5番 坂本 豊 議員

第4 一般質問 2番 久慈省悟 議員

第5 一般質問 7番 木村 修 議員

午前9時35分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

6月に入り、衣がえの時期になってまいりました。今定例会はクールビズということでノーネクタイ、また上着を脱いで結構というふうなことで行いますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

○議長（藤田修一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は5名です。通告順に一般質問を行います。

1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。ただいま許可をいただきました小鹿重一でございます。よろしくお願いいたします。

まず、蓬田村の除雪車とJR津軽線普通列車の衝突事故について質問をいたします。

事故が発生したのは、平成28年1月17日ですから、間もなく5カ月になろうとしています。かなりの時間が過ぎました。3月の定例会の段階では、事故の内容や発生原因等の詳細を確認しているということでありましたが、その後の経過についてお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） まず最初に、事故原因については、外ヶ浜警察署で捜査資料を作成し、検察庁に送ります。その後、検事が起訴に至るか判断をし、起訴するとした場合、裁判になります。その裁判で初めて事故原因が確定するという流れになります。よって、事故原因については、いまだ明らかになっておりません。以上であります。

（「その後の経緯も」の声あり）

済みません。次に、その後の経過についてお答えいたします。

3月に青森労働基準監督署より、JR乗務員3名の方が軽傷を負い、労働災害を申請されたので、事故の詳細な内容について電話での聞き取り調査がありました。4月、同じく労働基準監督署より乗務員3名の治療費として損害賠償を重機運転手、村へ請求する旨の連絡があり、事故や加入保険の内容を記載した第三者行為災害報告書を提出して

おります。また、全損させた重機の損害賠償については、3月30日に示談が成立し、950万4,000円の損害賠償金を5月6日にキャタピラー東北株式会社北東北支店長に支払い済みとなっております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今、新たにわかりましたということでは、乗務員が3名けがをしていたという新しい事実もわかりました。

それから、検察庁等のこれからのいろいろ事務的な流れといいますか、そういうことがあって、いまだに詳細が確認できないというか、公表できないというか、そういう段階だという説明がありました。ただ、これほど長くなっても事故原因等が公表できないということになってきますと、例えば燃料切れではなくて、除雪車そのものの例えば故障やふぐあいがあったのではないかと。あるいはまた、運転操作ミス等のほかに起因することもあり得るのかというような疑念も抱くわけです。そういうことで、もう一度伺いますけれども、検察庁等々の流れの中では、いつごろそれがはっきりするのか、わかっていたらお願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 現在のところその流れについて詳細なものはまだ入ってきておりません。入り次第また報告のほうはいたしたいと思えます。以上であります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 時間の経過に従って事故は風化していくわけです。事故を二度と起こさないという反省と対策の気構えが薄れていくのではないかと心配するわけです。そうならないためにも、因果関係をはっきりさせた上で、今後の除排雪の取り組みを強化させていくべきだと考えますが、村長のご所見をお伺いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） ただいま小鹿議員のおっしゃるとおりでございまして、風化させてはならないと。やっぱりその原因がはっきりしないということではございますけれども、ある程度のそういう自分たちが管理すべきものをきちんとして、その上で担当課のみならずその除雪運転手、そういった方々に十分に注意させることをこれからもマニュアル化しながらやっていきたいと、そのように考えてございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 要望です。今、いろいろ課長なり村長からご答弁をいただきまし

たけれども、まだはっきりしない部分もあるので、これからもまた聞いていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それから次に進みます。

長科公民館の損傷箇所は、たまたま昨日、6月7日にようやく復旧工事が始まりました。事故後、公民館は通夜、葬儀のたびに壁は歪んで、穴のあいている状態で3回利用されました。雪解けを待って復旧するというものでありましたが、なぜこれほど時間を要するのか、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） まず初めに、今回の事故により長科自治会並びに長科公民館ご利用の皆様には、復旧に時間を要しており、ご不便をおかけしていることに対して、深く反省しておわび申し上げます。

4月末に公民館を応急手当を行った業者と損害保険会社との間で、本復旧に向けた打ち合わせを行いました。時間を要した原因については、見積書の審査に要した期間、並びに使用するサッシが特注品であるということで、納品に時間がかかっているというふうに聞いております。なお、復旧する業者に確認したところ、きのうから復旧が行われており、6月中には復旧が完了するという見込みであるということになっているそうです。おくれたことに対しては、本当に反省しております。済みませんでした。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 長科公民館の敷地内からJRの敷地内に壊れたものが移動はされましたけれども、事故で破壊されて、折れ曲がった金属の柵がまだいまだに飛散しています。景観上もよくありませんし、速やかに片づけていただくというようなことができないのか、JRにお願いしていただきたいものだなというふうに考えていますけれども、いかがですか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） この件については、外ヶ浜警察署並びにJRということになりますけれども、証拠品ということで何か手をつけられないというようなまだ状況ということで、というのは事故の原因がまだはっきりしないということですので、再度確認しますけれども、何とぞご了承願いたいというふうに思います。以上であります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 公民館自体は人が集まる施設でございますので、よろしくお願

をしたいなと思います。

被害者である長科自治会が一々交渉しなければならないというようなことがないように、加害者である行政側にも特段の配慮をお願いいたします。

次は、蓬田村新生活運動について質問をいたします。

新生活運動は、冠婚葬祭を簡素化することにより、経費の節減を図ることを大きな目的としています。蓬田村新生活運動推進協議会の名のもとに、冠婚葬祭の新生活運動に取り組んできました。その成果は確実にあったと思われませんが、現状のままで十分だと考えておられるのか、その認識についてお伺いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 結婚披露宴に関しては、まず会費制で行っており、村内での祝儀1万8,000円以内というのは守られてきたものと思います。お見舞いの基本3,000円についても守られていると思います。香典の1,000円以内、並びに香典返しの村内廃止ということ、それから葬儀法要の会費7,000円以内におさめるということも守られてきたものと思われます。お布施に関しては、葬儀15万円以内、一周忌法要等3万円以内とうたっておりますが、これについては、お寺と檀家さんの中でのことで詳しいことはわかりませんが、ほぼ守られているのではないかと思います。

ただし、祭壇に関して、祭壇の額、仮祭壇込みで20万円というふうに決められておりますけれども、これに関しては、各自治会、ほとんどばらばらだと思います。新生活運動を確実に実践している地区は、長科自治会のみだと認識しております。

それで、現状のままでよいのか、十分なのかということでもありますけれども、その判断についてはちょっと余ることがあります。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 確かに今、課長がおっしゃるとおりいろいろきちんと守られているのもございます。ただ、最近の通夜、葬儀の状況を見ても、各地区の公民館が会場となることは非常に少なくなり、お寺やセレモニーホールや、自宅で行われております。どこの会場に行っても、蓬田村新生活運動の趣旨にのっとり、簡素に行っていますという司会者の発言がありますが、祭壇や通夜の飲食物等は本来の簡素化ではなくなっていると思われませんが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 議員がおっしゃるとおり、最近では自宅において親族、それ

もほとんど本当に近い身内だけで行うというものも出てきました。それで、祭壇も葬儀会場ではなくて自宅に合わせたものということで行っているところもあります。ただ、話に聞きますと、その祭壇も小さい割には結構値段が高いと。ましてや村内ではなくてほかの葬儀会場を使った場合には、その会場ではさらに多額の費用がかかっているみたいです。なかなか祭壇とか、そういうものをどのようにするのか、それから通夜が終わってからの振る舞いをどのようにするのかというのに関しては、やはりその地区、その家庭のやっぱり考え方が一番あるのではないかと。お酒を出さないところとなれば、多分長科地区と郷沢もでしたか、ちょっと私が今詳しくは判明していませんが、ほとんどのところビール、お酒も提供しております。その辺の考え方については一概にだめでないかともなかなか言いにくいところもあります。今のところはちょっと判断に余っているところもあります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 次に進みます。

最近、家族葬が多くなっています。自宅や寺の一室を借りて行う場合などです。これは手伝いをお願いする人がいないとか、経費を多くかけられないなどの各家庭の事情によるものですが、この場合の祭壇等の費用を業者と話し合いをして、きちんと契約すべきだと考えますが、今、課長からもお話があったように、自宅でやる場合も結構祭壇は高いですよというお話ですので、どのように、契約すべきだというふうに私は考えているわけですが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 先ほども少し触れましたけれども、今現在、各自治会の公民館等を使っている場合でも、長科さん以外はほとんど取り決めの額を超えたような祭壇を使っていると思います。そういうこともありまして、仮に家の中でやる場合にも、その祭壇を業者と決めたとしても、果たしてそれが定着するかどうかは難しいところです。近いうちに自治会の長等の会議がありました際に、その場をおかりして、また判断を仰ぎたいと思っております。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今、課長からも答弁ありましたけれども、冠婚葬祭については、時間の経過とともにいろいろ状況等が変化していますので、新生活運動についても一度原点に戻るという意味からも課長からもお話があったように、自治会長会議を開催し

て、ご意見をいただいて、見直しを図るべきだと思いますが、課長、もう一度お願いします。いかがですか。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） そのようにしたいと思います。

○1番（小鹿重一君） ぜひ後ろ向きでなく、前向きに要するに改善する、改正するという取り組みをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これで、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（藤田修一君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。

○4番（柿崎裕二君） 皆さん、おはようございます。4番柿崎裕二です。一般質問を始めたいと思います。きょうは2つほどの質問をしたいと思っています。

まず、最初に、ふるさと総合センターの展示物についてお伺いします。

ふるさと総合センター玄関から入りロビーには、たくさんの工芸品とか絵画、写真、書などが多数展示されていますが、非常に混雑かつ乱雑に扱われているように見えます。その状況を少しかいつまんで説明したいと思います。

まず、皆さんの手元に写真の資料が渡っていると思うんですが、その1枚目ないし2枚目を見ていただければ助かります。その写真にもあるように、ロビーには囲炉裏と腰かけがあり、休憩できるようになっています。その壁に先ほど話したような寄贈品や工芸品が展示されているわけですが、中には1枚目の写真にあるように、給水機があるところに寄贈されたちょうど給水機の右側に、柱があって、そこに写真が実は飾られているんですが、ちょうどその部分が欠けていますので、そこはご了承ください。写真が飾られてあったり、ひどいものでは畳半畳ほどもある立派な絵画が寄贈されており、その額縁には無造作にもマイクスタンド等が数本立てかけられたり、何とその絵の前には液晶テレビが置かれているわけです。私には異様な光景に見えます。絵を見てほしいのか、テレビを見てほしいのか、この絵を描いた作者には非常に失礼なことだと思います。

また、その左側には2枚目の写真にあるように、川柳とかワニの剝製、掛け軸、写真などが展示され、その隣には何と大きな玉松太鼓が5台置かれて、その下には何かばちとか、そういう道具が入っている大きな袋まで置かれているわけです。この光景を見て、担当課長はどう思われますか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 2枚目の写真の上の写真ですね。太鼓の下のほうにスポーツバックの大きいやつが2つほどありました。これはたまたま一時的にそこにちょっと置いたということで、それを写真におさまったということですので、これは常時ここにあるものではありません。申しわけないです。

今の議員のご質問です。結構有名な画家の絵の前にテレビがあったり、その前には太鼓が置かれていたり、水飲みの給水口もすぐ近くにあると。それで、逆側の壁には、ワニの標本なり、川柳の掛け軸なり、写真とか、置物が無造作に置かれているということで、そのとおりであります。それで、住民の皆様、あるいは関係の皆様から寄贈されてきたものを常に展示しようとして今まで苦労しながら、その都度考えながら展示してきた経過があると思います。ただ、その後にテレビを置いたり、太鼓が来たりということで、少ないスペースの中にごちゃごちゃと物が置かれた状態で、確かに見苦しいものがあります。今後は、その展示とか配置について、うちのほうで改めて考えながら工夫したいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 最初は苦労しながらきれいに飾ろうとしたと。その後にいろいろなものが片づけがちょっと難しく、今の状態になったという答弁であるわけですが、皆さんもご存じのとおり、ふるさと総合センターは、会議室、大ホール、大型の調理室、図書コーナーなど、多目的に活用できる機能を兼ね備えており、多くの人を訪れる施設となっています。そんな場所のロビーは顔であるわけですので、展示物を乱雑に物置場所みたいなところに扱わず、本来のゆっくりとした休憩場所でロビーはあってほしいと私は思います。

また、寄贈された作品の中には、今担当課長も少し触れましたが、多くの個展とかで入選された人の絵画も見受けられます。ちなみに私もこういう少し調べてみたら、青森県では、作者がこのアンポさんという方なんですけれども、アンポブルーという見事なブルーを使った絵描きだということでかなり日本でも名の知れた方だそうです。そういうものが本人から寄贈されて、万が一その方が再度センターを訪れた際に、テレビの後ろに置かれた作品を見た場合、どのように思うでしょうか。私は非常にその辺を心配します。

そこで、担当課長も展示する場所を考えながらこれからは気をつけて模索して展示し

ていきたいという言葉でしたので、私からの1つ提案というか、一例ですが、資料の3枚目の写真をちょっと見てください。

これは同じふるさとセンターのロビー東側からの階段を上ってずっと西側まで歩ける通路になっています。西側まで行きますとまた階段でおおりて図書コーナーにおりられるようなつくりになっています。その写真にもあるとおり、物すごくその会議室と会議室の間によく青森美術館にでも行けば、白い壁に絵画を1枚飾ったりとか、そういうスペースに似たようなきれいな壁があります。私、数えてみたら8カ所ぐらい壁が連なっているわけです。湾曲してしまっていて、当センターのつくりとしましては、全面ガラスになって、日差しの大変良いセンターなんですけど、その2階の廊下には、ちょうどいい具合に日差しは入ってこないんですよ、そこまで。そうすると、こういう美術品をそういう壁にきれいに展示して、なおかつ階段のところにミニ美術館とか、ミニ絵画ロードとか、そういった名前をつけて矢印で誘導して、東側階段からずっと美術品を見ながら西側階段をおおりて、またホールのように移動できるといったようなそういうスペースの有効利用も考えられると私は思います。そのような展示の方法も考えられないものでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） ただいまの議員のご意見ですけれども、確かにいい案だと思います。一応壁の素材等を調べまして、検討したいと思います。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただきたいと思っています。

また、美術品に関しては、額縁とかにくぎとかはくれぐれも打たないように、そういう扱いも十分気をつけて、まずわからない場合は、青森県立美術館のほうに尋ねるとか、そういうふうにして扱いをしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、空き家対策についてお伺いします。

村内空き家対策に対して、地方創生事業の中で、先日1,300万円が決まったわけですが、予算として。その資金の使い道として、空き家の確認及び意向調査の業務委託、移住者受け入れに向けた施設整備費としておりますが、意向調査などをして、その結果を役場が窓口となり、空き家バンクなどをつくる意向はあるのか。

また、移住者受け入れに向けた施設、設備とは、具体的にどのような設備で、どのくらいの規模のものを考えているのか担当課長の答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 空き家対策の方向性については、ことしの3月の議会に制定されたんですけれども、議員おっしゃられる空き家バンクの関係ですが、今般、平成27年度予算を平成28年度に繰り越しまして、議員が先ほど申したとおり1,300万円ほどというふうなことになっています。

そのうち約1,000万円弱については、村内の空き家について調査をします。どこまで調査するかというようなことでありますけれども、現在、実際空き家の定義ってないんでしょうけれども、現在住まれていない空き家を全部を一応対象にして調査をしたいというふうに考えています。今のところ、推計ですが10%前後ではないかなと思われているんですけれども、それについては、危険空き家等もあるので、この辺は特定空き家対策に向けて早急にやっていかなければならないと思っています。

調査の内容については、もちろん所有者、地番地目、もちろん個人情報もありますので、所有者の方から了解をいただきまして、個人情報等も全部チェックさせて登録すると。先ほど言われた空き家バンクのような形になるかと思えますけれども、登録いたしまして、本人の意向を確認して、例えば築何年たっているとか、すぐにでも空き家を例えば第三者にお貸しできるとか、あるいは売りたいとか、それらも全部含めた調査して、そういう情報を村でつくって、対応していきたいというふうに思っています。

先ほど言いましたとおり、危険空き家なんですけど、これは特にもう我々が見た段階で、空き家の構造上住めないという判断はちょっと我々はできないものですから、専門家をお願いしてやってもらうというふうなことで、空き家の危険度についてもチェックしていただいて、これは早急に危ないとかであれば、条例に基づいて、例えばぜひとも手当てをしていただきたいとか、最終的には条例で制定しましたけれども、強制までということになれば、そこまではちょっと住民の方もなかなか大変ですので、そこまで行く前に何とか村、あるいは自治会等も含めながら、危険空き家に対しての今後の取り扱いをまた協議していきたいというふうに考えてございます。

実際空き家バンク等で登録した空き家で住民との、所有者との意向がちょうど合致すれば、その空き家を改修して、改修については住める程度ということになりますので、電気、水道、ガス、あるいはお風呂、特に、雪国地帯ですので、屋根が一番大変、あと

軒ですね。これが結構傷んでいる例があるので、結構費用がかさみます。大体300万円前後ぐらいの設備で、もし移住者希望があればそういうのをまとめていきたいというふうに考えています。空き家バンク等、あるいは設備についてはそういうふうに進めて、できれば今回の調査の予算のほかに先ほど言いましたとおり、移住希望者等があって、まとめれば、そこまで予算でやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、課長のほうから危険家屋並びに特定空き家ということで、それに対応していきたいとお話がありました。この危険家屋を解体する場合は、例えば強制に危険過ぎるといって空き家を行政のほうで解体した場合でも、皆さん、ニュースでももう見られていると思いますけれども、結局強制をかけても、必ず持ち主に解体費用の負担が行くと。そうなりますと、例えばですけれども、その持ち主が重度の介護認定者だったり、また、自力で生活が困難な状況にある障害者だったりした場合、その費用を払うことが非常に難しくなるわけです。その中で、もしその持ち主が自分のその土地を役場のほうに贈与して、構いませんので解体してくださいとか、そういうふうになった場合は、村としてはそれを受け入れて、解体費用が本人に及ばないような対策はとれるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 今のところ農地であれ、建物であれ、村のほうに無償で譲与したいということについては、村のほうではお断りしているところであります。

村で例えば事業を遂行するために道路あるいはインフラとかで、その敷地がちょうど道路の路線にかかるので、道路として使用したいとか、あるいは河川を拡幅するとか、そういう場合、公共的なメリットがあればそういう譲与についてもやぶさかでありませんけれども、基本的には建物でも、あるいは土地についても、管理等できないので、無償で村のほうに譲与したいということについては、今のところは村のほうでいただかないというふうなことにしております。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、村のほうではそういったものはいただかないと、受け付けないというようにお話しでしたが、これからはますます要介護認定者とかがもうふえることが目に見えてわかっています。それでいて、危険な家屋もふえることもわかっています。その中で、今の法律で解体を進めると、どうしてもその持ち主に負担金が及ぶと。

それが明白なわけですね。今、課長がおっしゃった内容もわかりますけれども、今はそういう規則で進んでいるのかもしれないですけども、今後は、どうしてもその危険な、誰が見てもこれを早急に解体したほうがよかろうと。そういう場合で、持ち主が財産に対しては村に贈与するというものに対しては、また改めてその辺を受け入れるような体制をとっていただきたいと思います。

それで、あともう一つ、空き家の有効利用ということで、解体のほうじゃなくて、有効利用ということで、借りたい人があればその住居設備を少し直して、貸してあげたいと。その予算に対して300万円ほど、大体概算で見えていますと。私も工務店の知り合いとかに大体聞いてみたところ、「300万円の予算でどのくらい設備ができますか」と聞いたところ、大体水洗トイレだけでも200万円はかかるでしょうと。それに屋根をやったらそこで150万円と。もうここで350万円で、もう赤字なわけですね。普通に大体住めるような状況に持っていくとなると、最低でも600万円から800万円かかるでしょうと、1軒当たり。物すごい金額になるわけです。この1,300万円の今の、これは仮というか、前段階の費用かもしれませんけれども、そんな600万円も800万円も約10%もある空き家の何%かにかけていたら、村の財政ももつわけもないわけで、よって、そういうふうに貸し出すのは不可能に近いと感じるわけです。

その中で、広瀬地区の文化伝承館を借りて、7年間、夏の工芸学校と題してイベントがなされたわけです。そのイベントとは工芸品とかつくれる方が皆さんに自分のつくった作品を見せて、また、即時販売して、来店してもらおうというイベントで、60店舗ほど毎年出展していたそうです。その出展したイベントに、県外、県内から1日約平均2,000人の人が訪れたそうです、7年間ずっとです。そうした出展者の悩みがありまして、そういうイベントでは自分たちのお店、1つのテーブルの範囲内でお店を出店して、販売して自分のつくり物を見せてあげると。にぎわいを見せていたんですが、イベント以外のときには何も出展できるものがない。場所がないと。1坪でもお店なり、出展できるテナントみたいなものがあれば、いつでも開店できると。そのイベントに関しての1日2,000人動員できるという利点を考えますと、蓬田村の10%の空き家をもちろん持ち主の承諾がなければいけないですけども、先ほど話したみたいに300万円も400万円もかけて増改築して貸し出すのも手ですが、案として1坪テナントみたいに、1坪を耐火ボードで簡単な店舗にして、それを貸し出して売上げの何%かを村に払っていただく。そういうふうなテナントの貸し出しの有効利用もあると思います。

幸い蓬田村では約十数キロにおいて真っすぐの道路の並びに民家がありますので、そういったお店が5店舗、10店舗、15店舗とふえていって、のぼりでも立てて、週末、土日のどれかを営業するとか、そういった方向につながると、村にも活気が出ますし、当然いろいろな効果が、波及効果が生まれると思います。そういった意味での有効利用とかも今後は考えて、空き家対策をやっていただけないものかなと、その辺を担当課長に答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 文化伝承館の関係は教育委員会の管轄ですけれども、私のほうから、文化伝承館でやられているこのイベントの日にちもたしか1日か2日での来店、年1日か2日だというふうに聞いていますので、それだけで2,000人ということで、とんでもない数字だと考えています。これが常設され、この場所で、文化伝承館の中で常設される、あるいは今現在、空いている空き家を利用しながら空き家店舗の1つでも2つでも借りてやるということについては、いい案だというふうに考えております。

ちなみに、今現在やろうとしている調査もありますけれども、現在、去年から新規就農も含めて取り組んでいる例がございまして、今8月、9月に1組、空き家に入居されると。そして農業をやられるという方がございます。今のところそういう意味では新規就農を今中心にやっていますけれども、これが農業以外でもまたこういうふうな形で空き家対策上、お借りされる個々の方々があれば、これは別な方法でもこういうやり方も結構かというふうに思っています。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） はい、ありがとうございます。

今、答弁がありましたように、いろいろな方向からいろいろな視野でもって、空き家対策、当初の1,300万円の準備資金として私は受けとめていますが、有効にそれを使って、いろいろな方面に伸ばしていければいいなと思います。よろしくお願いします。

以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（藤田修一君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 5番 坂本 豊議員

○議長（藤田修一君） 日程第3、5番坂本 豊君の質問を許します。

○5番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

国道280号線バイパスの防雪柵がいつもは完全に収納撤去されていました。しかし、ことは一向にそれが収納される気配がありませんでした。バイパスを横断して水田に行く場合はともかく、帰りは見通しが悪く、大変危険になってしまいました。役場に申し入れをして、柵の収納をするようお願いをしたら、柵の羽根の部分だけを収納して、柱はそのままにして、現在に至っています。県では経費削減のために、試験的に行っているとして、住民から要請があれば、完全に撤去、収納するような回答も県会議員から聞きました。しかし、経費削減のために、住民の安全を無視するのは間違いではないでしょうか。村としても、住民の安全を守るために県に対して強力な防雪柵の完全収納工事を申し入れるべきではないでしょうか。

また、柵が撤去されないために、路側帯を走ってくる自転車と横断する車との衝突の危険が高まっています。私も経験したのですが、バイパスを横断する車は、交差点で路側帯の白線まで進みます。路側帯を自転車が走ってくるので、側面衝突の危険がありました。本来路側帯は歩行者が歩く場所で、自転車は車道を走らないといけないのですが、とても危険なので、現実問題として路側帯を走らざるを得ません。防雪柵の柱は、交差点に近づくと壁になります。見通しが極端に悪くなり、非常に危険な状態です。県のこの柵を完全撤去収納しないときに浮く費用は幾らになるのか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） バイパスの防雪柵については、4月より山側から海のほうへ横断する際、バイパスを走行する車両が見えづらく、危険であると。また、新幹線や山並みが見えないので、柵を畳んでほしいという苦情やお願いが数件寄せられております。その都度、電話や位置図、写真を持参し、県へ直接お願いもしてきております。県も現地を確認して、対応をしております。再度、支障のある場所についてはお願いをさせていただきますので、ご了解をお願いいたします。

また、費用の件については、確認はとれませんでしたので、ここでは、幾らとかということは言うことはできません。以上であります。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この費用のことが一番問題なんです。大体あの工事費というのは、バイパスの柵を撤去するときも、幾ら幾らとか、看板に大きく出ているわけですが、それを集計すれば大体わかるわけですね。ましてや県に問い合わせても、その予算を全く知らせてくれないのでしょうか。秘密になっているわけですか。この費用が幾らなの

か、その費用を幾ら省くためにこのような工事をしないのかということになるわけです。人命に対して、費用が幾らなのか、人命よりもその撤去する費用がもったいないということになるわけですね。

5年前から新幹線の工事が、今はもちろん終わっておりますが、新幹線工事で農道が使用されたときに、冬期間防雪柵が設置されていまして、交差点には工事期間は必ず誘導員が配置されていたわけです。バイパスの防雪柵で見通しが悪いため、事故防止のために行っていたもので、このような状態を夏の期間も地元の住民が受けなければならぬのは非常にストレスがたまります。バイパスを横断するときは、交通量が多いときは本当に神経を使います。交差点での事故も頻繁に発生している状況で、さらに見通しを悪くするようなことは絶対にしないように、県に対して強く申し入れをすることを求めますが、このことは村長から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 坂本議員のおっしゃるとおり、施設に、交差点と申しますか、バイパスに入る、進入したり、あるいは曲がる場所の部分、スパンでいくと5つか6つは下げて、見通しをとろうということでやっているようであります。私自身もしょっちゅう歩いていて、余り景観上はよろしくないということは感じているわけですが、施設そのものが県のものであるということを考えれば、それを直ちに低くして畳んでくださいというふうには私は言えないかなというふうに考えております。

ただ、やっぱりその施設そのものが折り畳む施設、つけた当初でつけたものが、そういう折り畳みができないものというのであれば、これは無理なんです、折り畳むようにしてつくったものであれば、やはり、今坂本議員のおっしゃるように、これを畳んでほしいということは要望していかねばならないというふうには考えております。何にしても住民の安全ということを考えれば、やっぱり折り畳み式でありますので、そのようにしていただくように要望したいと思います。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） バイパスはもちろん国道ですので、国が本来は管轄するわけで、当然、県に対してもその管理の委託料は入っているはずですね。これが減らされてこのようなことになっているのか、先ほど工事費ですらわからないということでありましたけれども、どのような感じで予算が削減されているのかとか、県が独自で経費を浮かせているのかということまではわかりませんが、その辺も含めて再度、問い合わせ

をしていただきたいと思います。これは……。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 建設課長のほうから費用については未確認だと、確認できませんということも言われました。やはり、皆さんご存じのとおり、業者に発注するのに工区を区切って全部発注しています。そうしますと、青森市から蓬田村に至って、蓬田村の部分が幾らなのかということは、やっぱり経費割できないんじゃないかというふうに、私はそういうふうに思っています。したがって、県に対して村の分だけ何ぼ費用が浮いたのかということになると、去年のものとことしのもので比較するということが難しいのではないかなというふうに思っていました。ですので、答弁についても、建設課長が県に問い合わせをしたということでございますけれども、出ないというのがそういう背景があるのではないかというふうに思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） これは質問になりませんが、要望したいのは、蓬田村の部分だけではなく、この280号線バイパスの全部の撤去費用についてであります。村に関してではありません。その辺をお願いしたいと思います。

次に、2番目の小中学校の給食の件についてお聞きいたします。

小中学校の給食は、蓬田村では、長年完全給食が放置され続けてきました。給食と言えば、ご飯や麺類やパンなどとおかずがセットになったものが一般的です。しかし、我が村では、ご飯だけは子供たちが持っていくことになっているわけです。ご飯は夏場では、変わることも心配だし、冬は冷たいご飯、これを子供たちが食べるということはかわいそうだと思うわけです。私の時代は給食そのものがありませんでしたので、給食の体験というものはありません。冬は冷めたご飯を食べてきたので、温かいご飯にいつもあこがれていたものでした。何回も同じ質問をしてきましたけれども、前の教育長の答弁は、ご飯を持ってくるのは、母親の愛情表現であるというようなことを答弁しておりました。悪く言えば古臭い道德のように感じていました。完全給食を否定するための言いわけでしょうが、完全給食にするには、中学校に設備を置いて、移転したときにチャンスがあったわけです。しかしその機会を逃してしまいました。今後、ご飯を炊く設備をつくるとすれば、幾らぐらいの経費がかかるのか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 長年放置されてきたと言いましたけれども、これに関しては、

現在の給食センターを建設する際に、完全給食ではなく、ご飯を持ってくるという建前で建設されたものでございます。前回、前課長が答弁の中でも、現在の給食センター内では、炊飯釜を置いたり、それを洗浄したりするスペースがないということで回答したと思います。

中学校の校舎の一部を使って給食センターということにしております。それで、その中に新たにそのスペースを広げていくというのは、多分構造上無理があるのではないかと私自身思っております。そうなれば、別棟として給食センター独自のものをつくるとなれば、現在の給食センターの建設費が1億1,000万円ほどかかっておりますので、もう莫大な金額予想されます。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 給食費に関しては、前の質問では、ご飯を炊くということになれば、経費がふえるわけです。そのふえた部分を給食費に上乗せするので、父兄の皆さんの負担もふえるという懸念もあると。そういうことも考えれば完全給食に移行するのも少し問題があるということもありました。しかし、聞いてみますと、ほかの町村では、給食費に対しても町や村が、ほとんど町ですけれども、独自に援助して給食費を上げないということもされているようです。

また、青森市のお話を聞きますと、同じ給食費でご飯もついて、蓬田村と同じくらいの給食費であるという話も聞いているわけです。給食費に対して村で幾らかでも負担をすれば、父母の理解も得られると思います。建設費は当然かかりますけれども、技術的な問題、その給食する場所をつくったりするというのは、絶対できないということではないので、校舎が足りなければ、新たな棟をつくるということも当然必要でありますし、何よりも大切なのは、いつまでもこのような状況を続けるのではなく、給食であれば、どこの町村でもやっているような完全給食に移行するというのが筋ではないかと思えます。再度答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 完全給食は、やっぱりベストなものと考えます。しかし、現状の給食に対して父兄のほうから別段苦情等は来ておりません。それで、給食費の村の補助をもっと上げるとかということについても、それなりにはこれからも考えては行くと思います。前回は食材のこととか、税金の消費税の関連とかで、20円ほど上げた分を村がその分を補助しているという形になっています。これから物価の上昇とか、さらに

10%の消費税とか導入されれば、またそれも考えていかなければだめだと思います。

いずれにしても、子供たちには家から自分で食べる分のご飯を持ってきてもらっています。私、一つ考えるには、センターのほうで一律子供たちの人数に従って、例えば低学年、高学年、中学校と、グラム数は別だとしても、必ず少なくならないように多目に炊くのが普通です。それを考えた場合に、自分で食べる分を自分で持ってくるというのは、量的な面ではベストな方法となっているんじゃないかと、そのような考えもあります。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ちょっと給食の経験がなくて、また学校で給食を食べるということもないし、子供もいないのでわかりませんが、ちょっとお聞きしますけれども、ほとんどの児童生徒がご飯を持っていっているのか。それから自分の好きなパンとか、食パンとか、そういうものを持っていっている子もいるのか。また、それが自由なのか、その辺、わからないので、ちょっとついでです。お聞きします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 前回、校長先生に伺ったところ、ほとんどがご飯を持ってくるそうです。それで、給食センターの方針としては、月に1回とか、年に何回かというふうにして、多分米以外のものを持ってきてもいいよという形で、多分パンになると思います。中身のないパンとか、そういう指定をしていく考え方もあるようです。現在はほとんどが米のご飯を持ってきているということです。

○5番（坂本 豊君） それは強制ですか。

○教育課長（越田茂弘君） 強制ではなく、あくまでも個人の判断、米のご飯以外でもいいよというのは、米を持ってきてもいいし、パンを持ってきてもいいという、そういう形の年に何日かはそういうことも考えているようです。

○議長（藤田修一君） 教育課長、済みませんけれども、議長を通して質問したり、答弁したりしてください。この給食センターに対しては、もう3回終わって、今4回目、個人的にやっているようですので、私は聞かないことにしていました。次の問題に入ってください。

○5番（坂本 豊君） 次に、3番目に、アシストの件について質問をいたします。

村長が社長のアシストで800万円を青森銀行から借りたと関係者から聞いています。これは、何のための資金で、返済はどのようにするのか。関係者から最近聞いたところ

既に返済をされたと言いました。一体どこからこのお金を工面したのでしょうか。アシストの役員会議では、どのようなことが議決されたのか、その経緯をお話ししてもらいたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） まず、冒頭、アグリビジネス事業というのを平成27年度に立ち上げ、それを第三セクターアシストで展開するというで決まったことは前にも議員の皆様にはお知らせしているところでございます。この事業を展開するに当たって、事業の計画案を立てて、これを実施すると。それに地方創生の事業も入れて、これを事業展開するというで、事業展開をしてまいりました。

ところが、ここから事業資金を借りるための理由になるのでありますが、平成27年、昨年12月の経営会議、毎月経営会議を1回開くということでやっているんですが、その財務資料を見ましたところ、予算額と事業実施額が合っていないということで、これが判明したわけでございます。判明したことによって、その事業を年間いわゆる平成27年度の実施見込額を概要としてまとめてくださいということで、12月14日時点で指示をしたところ、なかなかこれがまとまらなかったというのが実情でして、1月18日に、それが出されたわけでございますが、それと同時に、結局資金繰りが回りませんということが専務のほうから言われてまして、その理由はということで、また調査をしたということでございます。ところが1月25日の温泉なり、あるいはマルシェの支払いが不納だということになりました。原因を調べさせたところ、結局は、アグリビジネス事業部門が指定管理委託料を流用して、各事業を実施していたということが判明しました。

この事業実施で不足になった場合、当然、その事業管理者が事前に話をしながらこれを協議して資金調達をすべきものでありましたけれども、これがなされない。伺いも、その他一切行為がなされないまま、そこまで来てしまったわけです。私自身も非常勤の社長とはいえ、こういった内容について全くチェックできなかったというのは不徳のいたすところで、これは謝らなければいけないというふうに思っています。

資金不足が1月25日に出るということでございますけれども、それが指定管理委託料を流用したことからは始まったということであれば、事業を休止して、事業を中断してということになるんですが、温泉とマルシェということを考えていくためには、やはりつなぎ資金、いわゆるトマトをブランド化の事業資金が足りなかったものをそこで流用したわけでありまして、事業資金のつなぎ資金として、短期借入金を急遽調達したとい

うのが実情でございます。

質問の項目の中で、返済はどのようにするのかということでございますけれども、当面、1月25日前、1月に、急遽青銀と協議をさせていただきまして、急遽1月22日で資金を調達しました。そのときの返済財源ということで、当面、5月16日までお借りするということで、平成28年度の指定管理委託料のみがその時点での財源が見えるものでありますので、これを担保として借りるということにいたしました。これは言い訳になりますけれども、再三にわたって温泉、マルシェ、トマトブランド事業化の責任者にはいわゆる指定管理委託料と事業資金をきちんと区分けして、区別してこれを管理するようということで指示し、足りない場合はいつでも話をしてくださいということにしておったんですが、これが判明しないままここまで来てしまったということであります。

平成28年度、またその指定管理委託料を財源として、これをつなぎ資金として回すわけでございますけれども、私としては、平成28年度のトマトアグリビジネス事業、これは平成27年度1年目でございます、スタートしたばかりだということで、これが事業成功するかどうかということが一番の肝心なところであります。したがって、平成28年10月以降に、平成28年度の事業が確定すると思われますので、その時点で、再度返済計画を見直しすると。場合によっては、いわゆるトマトアグリビジネス事業を中止するということも考えております。

もう一つは、アシストの役員会議ではということでございますけれども、1月22日に借入れをしまして、取締役会議までにそれらの内容を整理して、説明しなければいけないということで、2月12日に取締役会を開催しております。その時点で借入れに至った経緯と返済計画並びにその次年度の今後の事業計画、これらを説明して、報告をして、何とぞ承認をということで、認めていただいたものであります。平成27年度の事業の事業内容のチェックということと、資金管理のあり方ということについて役員の皆様からご意見をいただきました。当然でございます。それらにつきまして、私の責任のもとに借入れしましたということで、今後改善するということで説明をして、了承をいただきました。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この800万円を借りる際に、事前に役員会議で承認を得てから借りたのか、それとも役員会議を開く前に独自で村長が社長として借りたのか。また、そのとき、保証人等はどのように、誰がなったのかとか、そういうことも伺いをします。

また、次に、5月いっぱいまで昨年採用した社員が解雇されたという話を聞きましたが、事実なのか。どのような理由で解雇されたのかということは、今、村長がいろいろ言いましたけれども、またその人のかわりに別の方を採用されたという話も聞いています。どのような経緯でこのようなことが行われたのか。今まで解雇された方の賃金を補正予算で補助金として180万円、昨年も支出をされましたが、この補助金が全く無駄になってしまったということにもなります。村長はこれに対してどのような責任を感じているのでしょうか。

また、3月議会の答弁では、これからミニトマトの栽培をアシストが独自で農協のハウスを借りて栽培をしようと言っていたわけですが、その準備の最中だと思われませんが、このようなことはいつごろから行われたのか。また、解雇の理由、事実なのであれば、詳しく説明をしてください。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） まず、前段の借り入れに当たってであります。

取締役会議を先ほども言いましたけれども、開くいとまがございませんで、それを開いて借り入れをするということになりますと、時間を要すると。したがって、そうすると賃金の未払い等が発生するということから、その中身を、原因を究明しているうちにもう3日、4日、たってしまったことから、私の社長の責任のもとということで、この金額を借りました。青銀の蟹田支店と協議をした結果、私、村長としての立場で、村長というか、個人の立場です。村長はついておりません。久慈修一という個人の名前で、保証していただければ、短期資金であれば貸してもいいですと。長期資金の場合はそうはいきませんということで、借りさせていただきました。

その次に、解雇した理由とその別の人を採用した経緯ということでございます。

これにつきましては、解雇した理由、あるいはその別な人をやったその経緯ということでございますけれども、ことしの4月16日だったように、ちょっと失礼します。実は、私自身、資料をちょっと持ってきていませんでしたので、そういう事態が判明して、2月時点で資金繰りがショートして、これはおかしいと、中身がどうもわからないということで、自分で内部監査をすると。内部監査をしますので、内部の資料を全てきちんと整理してくださいということで、2月にこれをアシストのアグリ事業の責任者に指示をいたしました。その時点で、いわゆる残高試算表というのは、その月々の収益をあらわしたものを試算表としてきちんと提出するようにということで指示しましたけれども、そ

れが提出されないまま3月まで来てしまいました。そこで、とにかく書類をそろえた上で、私、見にいきますということで行ったのが、私の記憶では4月16日だったと思っています。4月16日にそれら一連の内部資料を全て見させていただきました。

ところが、決裁を受けていない契約書、あるいは決裁を受けていない支払い命令書、そういったものがたくさんございまして、結局は残高試算表という決算書類ができない理由の一因になっておりました。それらを全て担当の者に聞いたところ、それらは一連自分の責任のもとにやっていたということでございまして、それらの行為というのは、会社の責任のもとにやるべきもの、要するに会社が意思決定をして契約をして、支払いをすべきものであるということで、それらに対して認識が全くないと。

したがって、1つの経営管理能力というものも不足していますし、もう一つは、事務管理能力というのも不足している。このままであれば、また同じ事を繰り返してやっていくということが懸念され、また、実際にそれがまた発生いたしました。これはだめだということで、本人と4月の時点で話をして、「あなた、責任もありますよということで、辞任していただかないと、これは困りますよ」ということになったんですが、本人は、「私はまだ続けるつもりだ」ということでございました。私は、経営者として、このままでいくとアグリビジネス事業全体が壊れるばかりじゃなくて、もう一つは、会社組織そのものが壊れちゃうということで、4月28日付で5月31日をもって解雇するというふうに通告した、予告したということでございます。

次の人をどうするかというのは、5月20日過ぎになってから、いろいろと打診しまして、いろいろな情報を得まして、次の人を6月1日からお願いするという形で動きまして、現在6月1日から別な人を入れているということでございます。

特に私自身も何かその人が悪いことをしたとか、一生懸命やってくれたことに対しては、自分も評価はしています。評価はしますけれども、会社全体の財務のマネジメント、要するに会社というもののマネジメントを考えないで、自分のトマトの事業のことだけを一生懸命やってくれたと。これは悪意があったというふうには私は判断していません。でも、やっぱりそういう事業を進める会社組織というものを考えれば、これは不適任だということでございますので、そういう評価でやりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ここでもう2点お聞きします。

1つは、賃金の補助金を予算化するとき、昨年ですけれども、議会に事前に説明をしましたがけれども、今回、議会に対しては、解雇したことも資金繰りが困っていることも、議会に対しては一切説明がなかったわけです。話を聞いていると、2月の話で、3月議会の前にはそういうことが起きていたということになるわけです。ですから、なぜ議員がこのようなことを全く知らないで、村民からの情報で私は知りました。ですから、住民に対しても議員としては全く説明ができない状態であったわけです。私が質問通告をしたのも、村民のうわさ話をもとに入れ、清水専務の話を聞いて、事実だということを知って質問通告を出したわけです。その際、これが1点ですけれども……。

もう一つは、前にこの解雇をしたという方が、役場に説明に来たときに、経理の話をしていました。今まで経理は会計事務所に丸投げであったという話で、全くアシストでは経理作業をしていなかったということで、新たな会計ソフトを入れて、それを改善するというものでありましたわけです。そのときに、彼は、その会計ソフトがクラウドでつながっているという説明をして、「クラウドって一体何ですか」と言ったら、「温泉のパソコンと村長のパソコンつながっていて、クラウドを通してどこでも村長がその経理を見ることができる」という説明をしたわけです。村長にお聞きしますが、村長はそのクラウドを使って、常にアシストの経理をチェックできたのに、なぜ今まで放置してきたのかということが問題になるわけです。せっかく高い会計ソフトを入れても、村長がそれをチェックしていなければ、宝の持ち腐れであったわけで、何もクラウドを使う必要もなかったということになってしまうわけですね。

それからもう一つは、先ほど質問したんですけれども、トマトの栽培、ミニトマトの農協のハウスを借りた栽培ということは継続していくのかどうか。

○議長（藤田修一君）　ちょっとお待ちください。

今ので3回目ですので、残さないで質問してください。（「議長、済みません。今聞きとれなかったんですが、トマトの次に、もう一つ質問を今したんですか」の声あり）

○5番（坂本 豊君）　農協のハウスを2棟借りて栽培する事業を展開していると思えますけれども、それを継続していくのか。

○議長（藤田修一君）　村長。

○村長（久慈修一君）　まず、会計ソフトの話を先にさせていただきます。

会計ソフトを入れるということで、4月、5月からこれをやってきました。今、クラウド化して、それを村長が見られるようにということで、今その担当の者から聞いたよ

うでございますけれども、実際は私のパソコン、いわゆる役場のパソコンには、このクラウドとはつながっておりません。したがって、常に毎回、先ほどの答弁で申し上げましたけれども、毎月、15日を標準として、この打ち出したもので、事業責任者、専務、それからマルシェ、それからアグリビジネス事業、この資料に基づいて経営会議を開いて、事業の内容と実施内容をやることにしております、私はリアルタイムで見るということはできませんでした。

なお、このクラウドによって見ることができた時期というのは、12月であります。私は見ていませんけれども、12月にこれがやっと会計ソフトが完了したという事態でございます。チェックしていたんではないのかということ、私は紙で見ております。

それから、農協等の栽培についてでございます。農協のハウスで栽培することにつきましてであります。私は、農協のハウスを使って栽培するというのは、賃金とか、それから利益の面で無理だろうから、これは慎重にやって、当面見合わせたほうがいいという意見を持っておりました。ところが、4月の内部監査をしたところ、契約書が見つかりました。契約書が見つかったのは、そのハウスを借りてやるものも含まれておったわけです。農協との契約の中では、支払い等について契約をする。要するに生産者から買い取って、それらをアシストが売ったもので清算するという形のものの契約等についてと、それから施設の一部を借りて選果するということでもございましたけれども、それ以外にもハウスの利用とかということになっていました。それについては、私、一生懸命相手がやったことに対して言いたくはなかったんでございますけれども、これ、控えるようにと言ったのに、あなたやったんですかということでもございます。でも、やってしまったこと、結論としてやってしまったものに対しては、私自身も認めざるを得ないわけでもございますけれども、ただ、それを去年の4月にそういった契約を結んだものをことしの4月にまた私のところに決裁を求めてきたわけでもございまして、それは事後決裁でも甚だしいので、それは私はやりませんということで未決裁の状態であります。

ことし、それではその栽培によって、トマトを進めるのかということに対して、私自身はかなり慎重な意見を持っています。新しい管理者を6月1日から採用したんですが、まだ私、打ち合わせはしていません。時間の都合でなかなかできません。でも、その栽培をすることによって、果たして収益性があるのかないのか、そこはやっぱり責任者としてきちんと事業計画を組んだ上でないと、私は事業展開できないのではないかとこのうふうになっていますが、前責任者は何ですか話によりますと、もう苗とかそういったも

のを準備して進めるようにやっていたということで、つい先日、それを伺いました。

そういったふうに進めて、準備を進めているのであれば、やっぱり新管理者とともにそれで採算がとれるのかどうかというのをもう1回計画の見直しをしながら進めるしかないだろうというふうに現在で、今の時点で考えております。そういう点については、まだ打ち合わせをしておりません。議会終了後にそれらの打ち合わせを一括してやりたいと、このように思っています。以上です。（「議長、最初の質問の議会に説明しなかったということ言ったと思いますけれども、答弁を」の声あり）

○議長（藤田修一君） 答弁漏れ、村長、お願いします。

○村長（久慈修一君） 済みません。議会に説明しなかったことについて答弁いたします。

私としては、事業のその資金調達という点で、常に担当者に先ほども申しあげましたけれども、繰り返すようでございますけれども、指定管理委託料と、いわゆる収益事業のトマトのブランド化の事業等の資金とは常に区分するようという指示をしておたわけですけれども、それが2月の時点でいわゆる収益事業のほうで資金繰りが悪化したということでございますので、その補填として借りたというふうに私は考えています。3月議会の時点では、その短期資金については、とりあえず説明はしなくていいだろうと。ただ、長期にこの借入れをする場合は、これに対しては、やっぱり十分説明をして、了解をいただくということになるんでありましようが、5カ月間ですか、1月の25日から5月までということで、5カ月間足らずのその期間であれば、会社の運営資金として借りるということで私は判断いたしました。他の第三セクターの場合も、短期資金を借りる場合はやっぱり議会にそれを協議するということはしていないと思っています。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、T P Pの質問に移ります。

安倍総理は2012年の総選挙のときに、T P Pには断固反対すると公約をしていました。ところが選挙が終わると3カ月後には、手のひらを返したようにT P P推進に突き進み、国民を欺き合意をしています。国会では参議院選挙に悪影響をすることをおそれ、批准のための審議が持ち越されています。T P Pはアメリカの巨大多国籍企業の利益のための制度であります。全ての関税を取り外され、国の主権が損なわれてしまいます。I S D条項で賠償金も取れるとして、国内法が適用できない恐ろしい制度であります。農業だけでなく、あらゆる分野でアメリカに奪い尽くされる最悪の制度で、国民にこのこと

を知らせないために秘密交渉が原則でした。国会で批准するためには、秘密にされてきたことも暴露されることでしょう。何としてもこれを廃棄する必要があります。仮にこれが実施されてしまいますと、蓬田村の農業の基幹である米づくりは、輸入の増加やそれに伴う米価低下による経営困難になっていくおそれが強くなっています。米の無関税の輸入がアメリカに7万トン、オーストラリアに8,400トンの主食米が入ってきます。最近になって安倍総理は、「TPPに反対したことはない」と言っています。この発言に対して村長の見解を求めます。

また、TPPが国会で批准され、承認されますと、大変なことになります。本村の農業を守るための具体的な政策はあるのか、再度答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） TPPに安倍総理が2012年に断固反対すると公約をしたとおっしゃっていますけれども、私はこれに関しては私自身の記憶にはございません。何かそういう資料があるのであればなるほどと思うのでありましようが、これについてちょっと見解を求められても、私自身が、例えば私自身の公約ということであれば、記憶にあるんでしょうけれども、少しこれに対してはコメントもできないなというふうに考えております。

確かにTPPを発効すると蓬田村の農業にもかなりの影響があるということは私自身も考えて、そのように思っております。ただ、一国の総理が反対したか反対していないかということに対しては、答弁不能だというふうに考えてございます。

次のTPPを妥結すると、結局本村農業が非常に困難になるということから、具体的な政策はあるのかということでございますけれども、私自身はやっぱり国の政策がまだ具体化されていない。情報では10月、それに対して県もそれに歩調を合わせた形でTPP対策をとりますということでございます。村としては、それらのものを差しおいて具体的にどういう政策をするかということについては、現在は考えておりません。

補助の仕方としては、例えば他の市町村がやっているように、農家に対する直接補助ないしは直接交付金を求める方法もありますし、あるいは老朽化している農業施設の整備、例えばため池、それから農業用配水路、これらのものについて補助をする方向、あるいは村が整備する方向ということで、できるだけ農業のコストを下げることが農業生産、稲作に対するコストを下げer方法について補助していくという方向性だけは、自分では決めていると思っております。

したがって、国、県の政策が出た段階でそれをどのように実施するかを村も決めていかなければならないものだというのでございますので、ご理解のほどをお願いします。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 私が話をしたのは、わずか4年ぐらい前のことなんです。このとき安倍総理が断固TPPに反対すると選挙のときに公約していたことをよもやわからないということは、私自身驚いています。

また、TPPのもとで、米がどんどんアメリカから輸入をされるということになれば、77万トンが今輸入されているわけですが、さらにそれにまた7万トンもふえるということになれば、大変な量になると思います。

そして、最近では米を食べないという若い人たちもふえているようで、どんどん人口も減る、そういう米離れ、そしてそういう中で転作で飼料米という形で米の生産がふえ続けている。そういう状況では、米価が大幅に下落するおそれがあるわけです。このときに、仮に1俵当たり7,300円になったときもありましたけれども、これをさらに下回って、6,000円、5,000円という時代になったときに、村長は果たしてこれを傍観できるのでしょうか。何もしない、ため池の整備をすればコストが下がると。こういう発想だけなのではないでしょうか。この具体的な問題としては、私はこのTPP批准を阻止する何らかの政治的な発言、発信も必要だと思うわけです。その中でまた実際に低米価が続いたときには具体的にどのようにしたら農家が救えるかということも、今から考えておかなければならないというふうに思います。県や国、これは多分何もしてくれないと思います。村独自で何か助成ができるか、またいろいろな栽培方法等もあるわけですが、そういうことを全く考えていないということは驚きですが、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今、坂本議員がおっしゃることを、わからないわけではないと言えども、ただ、国、県がその中身を出さないまま、例えばですよ、直播を推進するとか、直播した場合それに例えば補助金を出すとか、そういうものに対する具体的なものというのは、やっぱりそういう政策がそろった段階で次年度、要するに平成29年度の作付の時点でそれがそろそろものだろうと思っています。

したがって、現在の時点でそれを何かをするという政策をいっぱい積み上げるということも今は考えておらないというのが実際でございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） これは質問項目に入っていなかったわけですが、アメリカは、ご存じのとおり800万トンの米の生産をする米の農業国であるわけです。しかし、あのアメリカの農業経営というのを調べてみれば、50%が国の補助金で成り立っているということです。あの広大な水田農地に飛行機を使って種をまくと。1カ月もかかるそうです。種をまいてしまえば、あとはほったらかしで、30センチぐらいの水を入れてそのままやるとい栽培なわけで、あの1戸当たり100ヘクタール以上の農地を所有しているアメリカでさえ、本当はコストを割っている。補助金がなければ、農家は生活できない状態になっているということが現実で、決して、アメリカが巨大な農地で安い米をつくっているということではないということです。ですから、どこの国でも農業は国の食料を生産する一番のかなめな産業なわけで、気候に大きく変動され、後継者が育つようにするためには、安定した価格政策というのが絶対必要な産業なわけです。これ、一般の工業製品のようなことでは、国民の食料を安定して確保することが難しい。

ですから、私は再三国に対して価格保証を求め、村に対しても何らかの安定した制度を行って、後継者が残れるような制度を維持するべきだということを主張しているわけです。これに対しては何回か質問をしていますので、答弁は要らないので、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これで5番坂本 豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第4 一般質問 2番 久慈省悟議員

○議長（藤田修一君） 日程第4、2番久慈省悟君の質問を許します。

○2番（久慈省悟君） こんにちは。2番久慈省悟、一般質問を始めたいと思います。住民の皆さん、ご苦労さまです。

初めに、通告をしておりましたよもぎたアシスト株式会社が800万円借りた件についてでございます。

よもぎたアシスト株式会社は、村の第三セクターの企業であるために、私たち議会議員は監視及び関与するのは当然のことと思います。村長、あなたが任命した役員が今回の件で納得いかず辞任をしているということもお聞きしております。

そこで、質問に入りますが、800万円のお金はアシスト株式会社が、先ほど坂本議員も質問しておりましたけれども、個人で借りたというふうにおっしゃっていましたが、これに対しては役員会議にかけて承認を得ることが前提と思いますが、なぜ役員会議で決定しなかったのか。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 先ほどの坂本議員の質問でも答弁したとおりでございますけれども、繰り返すようで失礼ですが、会社資金の流用というものが判明した1月18日時点、この時点で資金繰り表を作成したわけでございますけれども、この時点で資金が回らなくなるということから、1月22日までに借入れ手続をしないと間に合わないということで、取締役会議を開くいとまがなかったということでございます。

また、そのいとまがなかった理由の1つとして、わかった時点で金融機関に対してどのようにすればよいかということで、協議などそういったものに時間を要したということが1つの理由でございます。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 答弁の中で、役員会を開く時間がなかった。簡単に言えばそういうことです。しかし、私は、借入れは昨年度の12月中に借りていると、このように聞いております。ことしの3月議会の当初予算では、委託料1,700万円、村から計上されている。この金額というのは、平成27年度の3月の同額のために、私も疑念を持たず可決に起立をもって賛成しているところです。しかし、3月には、この事態はもう村長の頭の中では火の車だったということでしょう。しかし、村長はそんなそぶりも見せず、難なく3月議会を乗り切ったわけです。しかし、このような事態が我々議会議員にも知られてしまった。発覚してしまったわけです。そういうことを私は考えた場合、村長に対する思いは失墜してしまったわけです。あなたはこのような事態を隠し通そうとしたのか、どのような責任を感じているのか。そしてまた、解決をどのように考えているか、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今質問の中で、12月中には借り入れているということをおっしゃ

いましたけれども、12月中にはこれは行っておりません。実際に1月18日時点というのが私もメモをしております、会議の資料等によって指示をしたということでございます。

3月議会の中でその1,700万円の指定管理委託料についての話でございますけれども、1,700万円の指定管理委託料については、その時点では1,700万円ということで多分1月の時点でもう既にこれは予算要求しているというふうに私は思っております、これと今の事業資金の借り入れとは、私は同じものだとは思っていません。確かにその時点で、その資金もどうしようかというので非常に悩んではいましたけれども、これをだますとか、そういうことではございません。要はトマトアグリビジネス事業、この事業の実績を全て中身を出させるということがまず大切なところだということで、3月、結果としては4月までかかってしまったわけですが、これらを全部まとめさせるという作業に非常に時間を費やしたということであります。3月議会の時点では、これらの内容がまだほとんどきちんと整理されていないということが自分でわかりまして、3月議会の時点では特段議会には説明をしなかったというのが現状であります。

どのような責任ということでございますけれども、やはり私自身、昨年平成27年の3月、4月に前の事業責任者を雇用するという事で承認をしたわけであります。ただ、決裁行為は、回ってこない部分は私は全然やっていませんでしたけれども、ただ、1年という形で、この社員を雇うということでは話をしておったんですが、実際に彼に4月の時点で打ち合わせの時点で見せていただいたら、期限なしであったということでございます。したがって、解雇するという、解雇予告に至ったわけであります。私としては、そういったことで十分反省をしまして、今後の事業展開によって何とかこれを挽回したいということで考えております。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 青森のほうから2人連れてきたいと。今の社員ではなかなかそこまでの能力に至らないことから、コンサルタントの力を借りたいような、そういうことで先ほど坂本議員が聞いたときに、解雇された者のことをそのように雇用した。そのように私は記憶しておりますが、コンサルタントの人間を借りるということは、コンサルタント会社のその方々のノウハウを借りる。ノウハウを借りたのを提供していただいたそういうノウハウ料を払えばそれでいいわけで、いつの間にかそれがアシストの正社員にもう1人いますけれども、なっていたと。これは何か変だなと私は当時はそう思いま

したが、初めてさまざまなブランドトマトを立ち上げるのに必要なだろうと。曲げて村長のそういうところをかけてみようと、そういう思いで当時は聞きませんでした、今思えば、コンサルタント会社の人間が社員になるというのは変なわけですし、そしてまた、先ほど坂本議員が質問した中で、委託料から支払われていたと。このような回答を村長は申し上げておりましたけれども、委託料はあくまでもアシストの1年間の回転資金なわけですね。それを流用するということは違法なわけです。借りた800万円は返済はどのようになっているのか、もう済まされたのか、その辺をお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 青森から2人連れてきたということのお話でございますけれども、実は青森から2人連れてきたというのではなくて、平成27年1月でございますけれども、農協、あるいはその生産者の皆さんとお話をして、この方は新規就農者ということで就農した方で、自分がやってもいいということで、計画をつくってこれらの関係団体の人に説明をして、この方をトマトブランド事業に使おうということに決まったものであります。

また、コンサルの人間を使ったということに関しましては、いずれの方に対しても、村内に回覧を回しまして、また、ハローワークにも募集を出して、その上でこの方が申し込みをして、今の社員になったという経緯がございます。決して、私が縁故で対応したという考え方ではありません。そういうことをまずお伝えしたいと思います。

コンサルタントの会社に対しましては、いろいろな経営改善あるいは事務改善、それらのものについてやるようにということで指示をしたところでございますけれども、これらについてほぼ提言されたということから、この3月31日で契約を切っております。

また、委託料から支払われたということに対しては、会社の資金運用の関係でございますので、私は違法性があるというふうには思っておりませんが、確かに流用したということは、問題はありだというふうには思っています。

したがって、今後、また会社の資金の中身の中で、当面また資金繰りが悪化するということが予想されますけれども、とりあえずはそういった指定管理委託料の流用とか、そういったことでやりながら今のトマトのブランド化事業を進めて、何とか資金の管理をきちんと行って、うまくやりたいというふうには思っております。以上、資金管理に関しては、返済計画についてはそのように考えておりますので、よろしくお願いま

す。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 3回質問しましたので、次の答弁はなしということですが、今、村長が支払いはこれから計画を立てるといふような回答で承ってよろしいでしょうか。私はそう思いました。

ただ、このたびの件は、私たちからこのように質問をして、答弁されておりますけれども、残念なことに村からの報告ではありませんでしたので、信用度ということ考えた場合、いまいち薄くなりました。

そこで、借り入れ時の契約書の写し、返済時の計画の書類等の写しの提出を私は求めたいと思います。そして、次の質問に入りたいと思います。

○議長（藤田修一君） ちょっとお待ちください。

今、返済計画と言いましたけれども、既に先ほど坂本 豊議員の質問に対して、返済したというふうなことでございますので、それは久慈省悟議員の聞き違いだと思います。それで、役場から入った指定管理料の中から支払いしたというふうな答弁を村長は先ほどしておりますので、久慈議員の聞き違いだと私は思っておりますので、確認しておきます。

質問を続けてください。

○2番（久慈省悟君） わかりました。聞き違いで大変失礼をいたしました。

しかし、久慈修一という個人の名前で借りたと村長は答弁をしておりましたけれども、信用度のことを考えた場合、疑念を持ちますので、やはりアシスト株式会社で借りたのか、その辺は、やはりはっきりして、私たちも次につなげたい。ですから、写しというものは、やはり私たちは必要だと、そう考えますので、後ほどそういうことに。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

○2番（久慈省悟君） 大変、お聞きの皆さんにも失礼をいたしました。

しかし、会社の名前で借りたというふうになれば、役員会議には諮らず、我々議会議員も知らないうちにアシストの公印が使用されたということは発覚しております。それ

は問題だな、私は逆にそう思ったわけです。この私の言ったことに、そうだそうだそれは問題だと、そう思う人はほかにもいるんじゃないでしょうかね。

いずれにしても、もし提出できるのであれば、写しはお願いしたい。後ほどで構いません。

次の質問に入りたいと思います。

2番目に、蓬田紳装の室内の冷房についてでございます。

働く従業員の方から、「何度かお願いしているのだが、全然改善されていない」と。工場内は40度にも達して、働く方々の健康状態も心配です。対策はないのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 紳装内の就業、労働環境ということで、村がこれを行っているということではなくて、私が社長ということで、それは管理は常勤の役員等に任せているという問題でございます。ただ、そういう働く環境というのが非常に大変重要でありまして、紳装という会社そのものも社員の健康というものと、それから労働の安全衛生という確保に常に努めていかなければならないということを求められているわけでありまして。

この40度に達するどうのこうのというのに関連すると思われませんが、昨年7月中旬ぐらいに、エアコンを新しくできないかという投書がありまして、その状況を聞き取りして、調査していただきました。担当の社員の方、要するに労働環境に対して担当している社員の方から聞きましたところは、今までエアコンのオーバーホール、分解掃除をしたことがないということで、性能が落ちているんじゃないかということでございましたので、業者と相談をして、まず、第1工場の分、古いほうの分の工場の冷房をオーバーホールするというので、昨年8月の初旬ころまでに13機のうちの9機をオーバーホールをしました。残りの4機はことしの6月末までに終えるということでございます。昨年、それを行った結果は、やはり効果があるというふうになってはいますけれども、実際に、ことしの夏、どうなるか、まだこれは調査を引き続きしなければいけないというふうに思っています。

どのくらいの室温で管理するかというのは、やっぱり第2工場についても同じでございます。今後ともこれを注意して見ていかなければならないのでありますが、工場内の温度管理ということにつきましては、エアコンとの距離の問題もあります。作業する

場所や、あるいはすごく体を使う場所、あるいはブラインドがなくて、お日様が入ってくる場所、そういったことによって体感温度が違ってまいります。したがって、社員一人一人が満足できる温度にするというのはかなり難しいものだとはいうふうには思いません。思いますが、やはり会社としては社員一人一人の健康管理が大切だというふうに考えておりますので、今後ともエアコンのフル活動、あるいはブラインドの活用、あるいは照明器具の、もう既にやっていますがLED化、これらによって温度管理を徹底するように努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） ありがとうございます。

さらには、何か温度を下げるための対策はないのか、どういうことをすれば温度が下がるのか、そうした試算を含めて、今後とも働いている方々の健康状態を考えながら会社の発展に寄与していただきたいと思えます。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（藤田修一君） 以上で、2番久慈省悟君の質問を終わります。

日程第5 一般質問 7番 木村 修議員

○議長（藤田修一君） 日程第5、7番木村 修君の質問を許します。

○7番（木村 修君） 7番の木村です。通告順に従って、3点について伺います。

初めに、新自治会の設立について伺います。

よもっと団地もあと4棟ですか、残して事業が完成するに至りました。途中、東日本大震災など大災害があったりして期間が若干延びましたけれども、実に景観のいい、立派な団地が造成されたというふうに思っております。

そこで、グリーンタウン、そしてよもっと団地、ここに新たに自治会を立ち上げる方向で数年前から質問が繰り返されてきました。しかし、いまだに実現に至っておりません。団地の集会所が完成するころまでには設立したいということでありましたが、集会所の棟が完成してからも既に相当経過いたしております。今後の自治会設立の見通しについて、担当者の見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 新しい自治会については、平成26年度当初であります。よもっと団地内に集会所を建設するというものが平成27年3月に見込みが立ったところで

ありました。前年の平成26年9月中旬に、阿弥陀川自治会の役員会にお邪魔いたしました。今までの経緯を説明し、10月上旬にはグリーントウンの現在阿弥陀川自治会に加入していますグリーントウンの住民の方、14班と15班の班長さんに新自治会設立の経緯等を説明したところでもあります。それで、10月の下旬になります。グリーントウン、よもっと団地、それぞれの住民の方、それぞれどちらも約30世帯ほどありますけれども、経緯と今後の設立予定ということでお話をしたところでもあります。

それぞれ私どものほうで毎戸で説明会するというようお願いしていたわけですが、なかなか最初ですので、出席率が悪かったということもありまして、来た方には経緯を説明しましたが、11月に入りまして、下旬であります。改めてもう一度説明をするというようなことで、グリーントウンについては11月の下旬にまた再度2回目の説明をしたところでもあります。前回と同様の顔ぶれで、3割ぐらいの出席率でどうも芳しくないというふうなことから、その場でグリーントウンの方については、従来自治会に現在入っているので、それぞれ忌憚のない意見をいただきたいということでお話をしたところでもあります。よもっと団地については、新しくできる団地ですので、当初から、新しい自治会ができればそちらのほうに移行するという流れでいたようでもありますけれども、グリーントウンについては、もうその時点で現在の自治会さんに加盟している。その辺、新しい自治会に移る移らないというのがやっぱりちょっとなかなか微妙なところでして、私どもの説明も大分しましたが、実際的には阿弥陀川の自治会の役員も11月の下旬のグリーントウンの2回目の会議にお邪魔いたしまして、ご協力ということでお願いしたところがありました。

その中で、設立する趣旨はわかりましたけれども、グリーントウンの全住民がどういう考え方でいるのかということもありましたので、年明けにでもアンケートをしながら、進めて、アンケート結果をまとめて、それをもとに設立の準備委員会を開くなりしながら、新自治会設立ということを目指したわけですが、平成27年3月以降、今日まで、私どものほうの不手際でありますけれども、説明会は開かれなくて来たところあります。大変申しわけございません。

集会所ができてもう1年ちょっとなるわけですが、現在、村で集会所を管理しております。必要に応じて、それぞれよもっと団地の方については使いたいということで村のほうで鍵をお貸しして、使っているところあります。非常によもっと団地の皆様のほうが熱が高いので、できるだけということでお願いされているところあります。

けれども、今後、改めて阿弥陀川自治会さんの意向も踏まえて、再度もう一度、集約いたしまして、早い時期にもう一度説明会なり開きながら、新自治会設立の前進を図りたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 実は、きょう私がこの質問をするということについて、阿弥陀川自治会長さんから、早く円滑に進めてほしいというふうな依頼がありました。今、総務課長から説明があったわけですがけれども、集会所が完成してから、若干1年ぐらいも過ぎたわけでありまして。付近の住民に聞いたんですけれども、中に、まだカーテンもなく、そしてもう何か外から見ても、中の畳の色あたりも直射日光が当たるところもあると思いますので、何か色に変色してきているようだというふうに伺っています。そして、建物も建ってから1年ぐらい本当はみんなの集会所がないわけで、目の前にそういう立派な集会所があるのに、住民が全く利用できていない。今、総務課長の答弁では、いつでも借りることができるというふうなことをおっしゃっていましたが、私に話した方は、「利用したくても利用できない。実にもったいないと。早く自治会が設立されて、そういう利用計画ができれば、私たちも利用できる」というふうなことをこぼしておりました。集会所が、新自治会が設立できるまでかなりの期間が必要かと思うわけですがけれども、それまでの間、今、総務課長がいつでも貸すというふうに答弁をしておりましたように、そういうことをその地区の周辺の人たちにパンフレットなりで教えて、利用をさせてあげればよいのではないかというふうに思います。

そして、管理も役場のほうで多分管理していると思うわけですがけれども、どのように管理しているのか。例えばカーテンとか、あるいは週何回ぐらい行って掃除をしているとか、どういうふうにして管理をしているのか伺いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） どうしても使用しない施設については、やっぱり維持管理されていないと同じで、老朽化する可能性が十分あります。その辺、村としても、定期的に換気したり、維持管理しているわけではございませんけれども、今後、特によもっと団地等で「この施設を使いたいのにな何でだ」ということを言われているようでありますので、決してそういう情報が伝わっていないだけだというふうに考えていますので、私どものほうで、回覧等でいつでも使えるようになってございますということを、利用できるように周知させていただきたいと思います。

いずれにしても、今のところは村でまだ管理して、中の施設の整備、カーテンがないというのはそのとおりでございます。当然冬用の暖房器具とかもまだついていないのかなど。あと防火上の消火器等の関係はどうなのか、その辺全部ありますので、私どものほうで再度もう1回維持管理を徹底させながら進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 団地内の空き地で児童がよく遊んでいる姿が結構目につきます。これは付近の住民の要望で、私に話してくれたんですけども、敷地内には児童向けの遊具や施設は全くないわけで、そこで、ああいう立派な集会所があるわけで、その集会所の中に、この児童向けの図書や、そういう簡単な児童向けのものを置いて、私たちに開放してほしい。そしてまた、敷地内の片隅にでも、あそこはおばあちゃんたちが入って、その孫たちがよく行くそうであります。児童が遊べるような公園とまでいなくても、そういう公園的な場所を設けてほしいと思うが、無理なのかなというふうなことを話しておりました。あと、1棟、2棟、3棟、4棟でもう全て完成するわけでありますので、その辺、子供向けのそういうふうな施設というか、そういうふうなことを検討できないものかどうか、答弁、村長なり、お願いいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私、平成25年12月の中ぐらいに公営住宅課に行って、公営住宅の建設について相談したときに、もう計画どおりに実施するしかないということを言われました。その計画どおりに実施するということは、建物もその他の施設も計画に従ってそれをやってくださいということです。多目的で使った場合は、補助金の返還もあり得ますのでご注意くださいということでした。ですので、今の公園、例えば1区画を公園にするとかとなると、目的が変わって、また計画が変更ということになります。ですので、あと残っているのが何棟でもありませんので、その後、つくってしまってから余剰の土地をどう活用するかということで、また検討課題になるかというふうに思っています。

それから、余談ですが、道路のこともいろいろと検討しなければいけない部分がありますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） よろしくお願いたします。

次に、2番目の子供会の状況について伺います。

次の世代を担う子供たちの成長に、私たちは大きな夢と、そして可能性を期待しながら、保護者や学校、そして地域の皆さんが取り組んでいるというふうに思います。そういう中で、村内の3地区の子供会が解散し、現在6地区にしか組織がありません。子供たちの健全な育成を考えた場合、この状況を関係者の方ほどのように捉えているのか、見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 現在、長科地区、蓬田地区、瀬辺地地区の3地区が休会という扱いで教育委員会では捉えています。小学校1年生から中学校2年生までが一応対象の児童生徒ということです。その3地区に子供たちがいないかと言えば、ちゃんと子供たちはおります。ただ、残念なことに子供会の担い手となる親御さんが、指導的役割を担ってくれる親御さんが先頭に立ってもらえないというのが、多分最大の理由だと思います。自治会によっては、自治会のほうから子供の親等に働きかけて、担い手になってくれるように言っているところもあるみたいです。それでもなかなか手がないという現状です。健全な子供の育成という観点からいけば、子供会がないからどうのこうのということではないと思いますけれども、確かに子供会があれば、地域とのつながりとか、ほかの子供会、ほかの親とのつながりが出てきますので、それは健全な育成には大きく寄与すると思います。我々教育委員会においても、できれば手を挙げてもらえれば、組織づくりには常にうちらも協力できるものは協力しますので、そのような状況で今見守っているような状況です。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 今課長が答弁したように、組織のない3地区にも子供たちが相当いるわけでありまして。私は蓬田地区ですけれども、蓬田にもその子供らが相当います。そして、子供たちが子供会育成連絡協議会、そういう事業にこの組織がないために参加できないと、そういう状況になると思うわけでありまして。そして、これも父兄、保護者からの要望ですけれども、例えば蓬田村では年2回廃品回収を行っています。廃品回収に組織がないがために声がかからないわけで、ある保護者の方は、子供に地域の人たちとそれから村内の子供たちと一緒にそういう作業を体験させたいと。将来のためにそういうふうな作業を体験させてあげたいと思っている保護者の方がおります。何とか一緒にうちの子供にもボランティアみたいなそういう作業を体験させてあげたいと。何とか

できないものかというふうに相談を受けました。

今解散になった主たる理由を、今課長から伺ったわけでありますけれども、保護者の負担が大き過ぎて、なかなか引き受けてくれる親がいないと。親というか、保護者がいないということでありましたけれども、どうでしょうか、私、提案しますけれども、村の教育委員会が事務局になって、そして組織ができるまで指導してあげるとか、当面事務局が教育委員会で受け持って、そういうふうな組織を再生してあげる。そういうことは考えられないのかどうかお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） これまでの経過であれば、教育委員会が働きかけて組織づくりをさせたという経過は多分なかったものと思います。ただ、あくまでも自治会のその親御さんなりのほうから、つくりたいんだけど何とかしたい、それから、連絡協議会でやっているゲーム大会とかそういう集まりがあれば参加したい、そういうものについては、来れば常にそういう門戸は開いております。それで、育成協議会でも何か働きかけてはいるみたいだということも聞いておりますけれども、それをどのように子供の親御さんたちに働きかけているかは、我々ちょっと認識していないところもあります。あくまでも、組織づくりをしたいという声があれば、うちらではそういう手助けはしたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 私は今、課長に質問したのは、組織づくりをしたいという声なかなか出ないので、こういう状態になっているので、その声が出るように教育委員会が事務局になって組織をつくってしまうと。そして、そういうぐあいにこう将来にわたって指導していただきたい。そういう趣旨で言ったわけです。

それからもう1点、組織がない3地区の子供たちにも、例えば子供会育成連絡協議会でいろいろな事業をしているわけであります。そういう事業に参加させていただきたいなど。それが、今課長言ったように組織がないわけですので、何らかの方法で問いかける。子供の数はそうそう多いわけではありませぬので、もししたかったら参加してくださいよというふうな声がけをしていただきたいなというふうに思います。その点について何か答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 育成協議会のほうの事務局、多分うちのほうの社会教育担当

が多分みんなやっていると思います。一応今の意見を踏まえまして、教育委員会として何ができるか、これから課内で検討し合って進めてみたいと思います。以上です。

○7番（木村 修君） よろしくお願ひいたします。

次に、3番目の社会福祉協議会の状況について伺います。

これまで、事務局長を含めた3人の職員とヘルパーで運営されてきたというふうに記憶されておりますが、現在は職員が2名、そしてヘルパーが1.5人ということであります。社会福祉協議会として、数種類の事業に取り組んでいるわけでありますけれども、今後事業の執行に影響がないのか、非常に心配です。状況と今後の村としての方針、どのように考えているのか見解をお伺ひいたします。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 事業の執行等に影響がないのか、状況と今後についての見解ということではありますが、平成26年度まで、事務局長、これは社会福祉協議会のほうで採用しておりました1名、あと地域福祉推進委員1名、それからパート事務員1名の3人体制で事業が行われておりました。平成27年度に前事務局長が退職され、地域福祉推進委員が事務局長に昇格され、パート事務員が正職員に採用されて、現在2人体制で事業が行われてきました。今までのいろいろな年間を通しての事業ではありますが、社会福祉協議会では2人体制になった平成27年度ですが、今までどおり各種事業が執行され、事業内容を変更したとか、事業が行われていないとかはありませんでした。ただ、例えばスポーツ大会とか、そういうので一部人手が足りないというときには、こちらの課のほうからも人員1人とか2人ふやしてお手伝いしたりとか、そんなのをやっておりました。平成28年度も平成27年度同様に2人体制でスタートしております。村としては、社会福祉協議会の事業計画に従い、対処していきたいと思っております。

また、今、ヘルパー1.5人ということではありますが、これは先般、2月とか3月に、村内回覧板でパート職員の募集を行ったわけでありますけれども、2人やめて、1名の方が採用されたと。あともう1人分足りないということでありますけれども、その後、どうもいろいろ採用とかするような自分たちで起こしていないと、私のほうでは例えばハローワークにお願いするとか、あるいは蓬田村だけではなくて後潟方面とか外ヶ浜方面とかのそういう新聞とかのチラシとかにも折り込みを入れて募集すればどうですかという意見は出しておりました。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 東郡の各自治体の社協を見ますと、主に事務職が今別では2名の職員として嘱託が2名、4人毎日事務所にいるそうであります。そして外ヶ浜町が6名、平内町がパートを含めて5人と、そしてそのほかそれぞれ自治体で介護施設を抱えていますので、ヘルパーは数十名いるそうであります。蓬田村では、そういう大きな組織がないために、施設がないために、そんなには必要ではないと思うわけでありますけれども、各種事業を見てみますと、指定介護のサービス事業もことしも継続して行うということでありますが、ここ一、二年の間にこの事業の収入が激減してきているわけであります。それがその資金の収入が介護福祉協議会を運営していく上には非常に重要な役割を担ってきたんだなというふうに、私は理解しました。

そこで、平成25年ころまでは非常によかったんですけども、事務局長がいなくなって人数が1人少なくなって、平成26年のあたりから平成26年、27年と、そういう収入が激減した。そこで、この激減した理由、なぜ急に一、二年でそう激減したのか、この指定介護サービス事業の収入が激減したのか、そして、この事業に対する対策を村としてどのように考えているのか、その辺、答弁お願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 今、お手元の資料ですけれども、介護事業でいいますと、私のほうで村のほうの介護担当のほうから、決算の事業費をいただいておりますので、ちょっと報告させていただきます。

平成24年度で543万7,922円、平成25年度で514万3,568円、平成26年度で626万6,212円、平成27年度、ついこの間終わったわけですが、410万8,529円と、対前年を見ると200万円ぐらい減っているわけですね。それで、この中にはいろいろと例えば年とって施設に入ったとか、あるいは亡くなったとか、そういう人たちが1人か2人いる段階で、おのずと金額が減っていくわけですけれども、それが減っていった原因かと思えます。以上です。（「対策」の声あり）対策、はい、済みません。

今後の対策は、住民課のほうで今進めている介護の予防ですね。そちらのほうで今こういう事業ありますよとかで、今、いろいろと打ち合わせしているはずなんですよね。それにのっとなって、自分たちでできる事業、こういうのをまた手を挙げていって、介護予防のほうにまたやっていけば、経営は成り立っていくのではないかと思います。

○7番（木村 修君） 詳しい説明、どうもありがとうございました。ひとつ頑張ってよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、7番木村 修君の質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後12時09分 散会

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員